



2017.10 No.70

【発行】JAM京滋 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館5F  
TEL(075) 841-8251 / FAX(075) 811-8220  
Email : jam-union\_keiji@labor.or.jp (名称:ジャム京滋)

あなたの知人、友人が組合  
のない所で働いていませ  
んが、組合結成の相談は

**JAM京滋**  
**075-841-8251**

# JAM京滋第19回定期大会開催



▲生田執行委員長による主催者挨拶








▲鈴木新執行委員長による  
団結カンパニー

大会スローガン

## 参加・創造・実践

—「価値を認め合う社会」を実現しよう

### JAM京滋 三役

 執行委員長 <b>鋤本 浩</b>	 執行委員長代行 <b>後藤 義邦</b>	 副執行委員長兼財政委員長 <b>吉田 守</b>	 副執行委員長 <b>奥田 智</b>	 副執行委員長 <b>奥田 哲生</b>
 副執行委員長 <b>青山 勲</b>	 副執行委員長 <b>村田 浩幸</b>	 副執行委員長 <b>山瀬 宏樹</b>	 書記長 <b>鈴木 裕</b>	 副書記長 <b>庄野 英夫</b>

JAM京滋は9月16日から17日にかけて琵琶湖グランドホテルにて第19回定期大会を、代議員、傍聴、役員を含めて166名の参加で開催した。報告並びに全ての議案を執行部提案通り可決、採択した。また特別決議として「第25回参議院議員選挙必勝に向けた大会決議」を一部修正した上で採択され、日本の中小ものづくり産業の展望を切り開くため、JAM組織内候補として「田中ひさや」の必勝を確認した。

## JAM京滋2018・2019年度役員一覧

役職	氏名	選出組合	役職	氏名	選出組合	
執行委員長 (1名)	鋤本 浩 (新)	ダイキン工業労組滋賀支部	(洛南地協)	辻村 法雄 (現)	モリタ労働組合	
副執行委員長 (7名) [注] 各地協より1名 ※1 執行委員長代行 ※2 財政委員長兼務	後藤 義邦 (現)	日進製作所労働組合	(洛南地協)	辻 広治 (現)	TMTマシナリー労組京都支部	
※1 (北部地協)	吉田 守 (新)	メタルアート労働組合	(北部地協)	三ツ池 典文 (現)	ジーエス・ユアサ労組長田野支部	
(大津・湖南地協)	奥田 智 (現)	寺内製作所労働組合	(北部地協)	荒木 一昌 (現)	日進製作所労組市島支部	
(洛南地協)	奥田 哲生 (新)	島津労働組合	(大津・湖南地協)	野口 靖弘 (現)	日本精工労組大津支部	
(中部地協)	青山 勲 (現)	ジーエス・ユアサ労働組合	(大津・湖南地協)	三田 哲治 (新)	ダイキン工業労組滋賀支部	
(南・乙訓地協)	村田 浩幸 (現)	日本精工労組石部支部	(甲賀地協)	福本 聖一 (現)	日立建機ティエラ民主労働組合	
(甲賀地協)	山瀬 宏樹 (現)	ヤンマー労働組合	(甲賀地協)	難波 和夫 (現)	中西輸送機労働組合	
(湖北地協)	鈴木 裕 (新)	書記局	(湖北地協)	脇坂 隆司 (現)	扶桑工業労働組合	
書記長 (1名)	庄野 英夫 (現)	書記局	(湖北地協)	宮下 信道 (新)	廣瀬バルブ工業労働組合	
副書記長 (1名)	執行委員 (16名) [注] 各地協より2名と女性枠2名		(滋賀) = 女性枠	相澤 三千代 (現)	ダイキン工業労組滋賀支部	
	(中部地協)	出口 和宏 (新)	島津エス・ディー労働組合	(京都) = 女性枠	西条 宣代 (新)	島津エス・ディー労働組合
	(中部地協)	岩田 直樹 (現)	島津テクノリサーチ労働組合	会計監査 (2名) [注] 府連・県連より1名		
	(南・乙訓地協)	西田 裕 (新)	ジーエス・ユアサ労働組合	(京都府連)	福田 広樹 (現)	ジーワイ・ジェイエス労働組合
	(南・乙訓地協)	永田 徹 (現)	シンボ労働組合	(滋賀県連)	辰巳 和正 (新)	立川プラインド工業労組滋賀支部

## 2017年労働協約と年末一時金闘争の取り組み

### 労働協約

#### 最重点課題

① JAM労働時間指針に沿った労働時間に関する取り組み

#### 重点課題

- ① 65歳までの雇用・所得確保の取り組み
- ② 多様な人材へ対応する取り組み
- ③ 改正労働安全衛生法に対する対応と企業内労災補償協定の取り組み

#### 要点検項目 (以下については、少なくとも現状の点検を行うべき課題とする。)

- (1) 賃金実態の把握と個別賃金要求の検討、企業内最低賃金協定の締結と引上げに向けた取り組み
- (2) 退職金・企業年金の保全状況の把握等について
- (3) 労働協約の債務条項の内容について
- (4) 有期雇用契約労働者の無期転換ルール適応について

要求提出日 **10月5日(木)まで** 回答指定日 **11月9日(木)まで**

### 年末一時金闘争

#### 要求基準

年間5ヵ月基準または半期2.5ヵ月基準の要求とする。  
最低到達基準として、年間4.0ヵ月または半期2.0ヵ月とする。  
企業状況で業績の回復が遅れている組合については、前年実績を踏まえJAM京滋と相談の上要求し、前年実績を下回らない妥結をめざす。

要求提出日 **10月19日(木)まで** 回答指定日 **11月9日(木)まで**